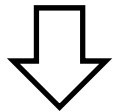


首都高速・阪神高速における対距離制移行について

首都高速・阪神高速の料金に関する経緯

- 首都高速・阪神高速は、当初ネットワークが小さく利用距離に大きな差がなかったこと、^{ちゅうみつ}稠密エリアで大型の出口料金所を設置することが困難であること、大量の交通を現金で処理する必要があることなどから料金圏毎の均一料金制を採用
- ネットワークの拡大により利用距離にも開きが発生。利用距離に応じた利用者負担とすべきとの指摘
- 民営化の議論と料金改定時期が重なり、料金改定が見送られてきた経緯
- 民営化の際に、現在の均一料金制を改め、採算を確保しつつ、利用者負担の公平性を図るため、対距離制に平成20年度から移行する協定を締結

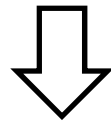


○割引措置のない対距離制では利用者に多大な影響も危惧

[政権交代]

H22.12.24 高速道路の料金割引に関する基本方針

- ・利便増進事業の利活用とあわせ、料金圏のない対距離制(500-900円)を導入
- ・NEXCOとの乗継割引など、地方の意見を踏まえた対応を行う



地方との調整

H23. 2.16 高速道路の当面の新たな料金割引を公表

- ・料金圏のない対距離制(500-900円)を平成24年から導入
- ・NEXCOとの乗継割引など地方からの意見を踏まえた割引を当面平成25年度まで実施

○首都高速・阪神高速は、地方道の位置づけとなっており、地方同意※を得るための手続きを実施

※地方同意にあたっては、地方議会の議決が必要

首都高速の新たな料金

現 行

均一料金制

料金圏あり

埼玉料金圏

(普) 400円
(大) 800円

東京料金圏

(普) 700円
(大) 1,400円

神奈川料金圏

(普) 600円
(大) 1,200円

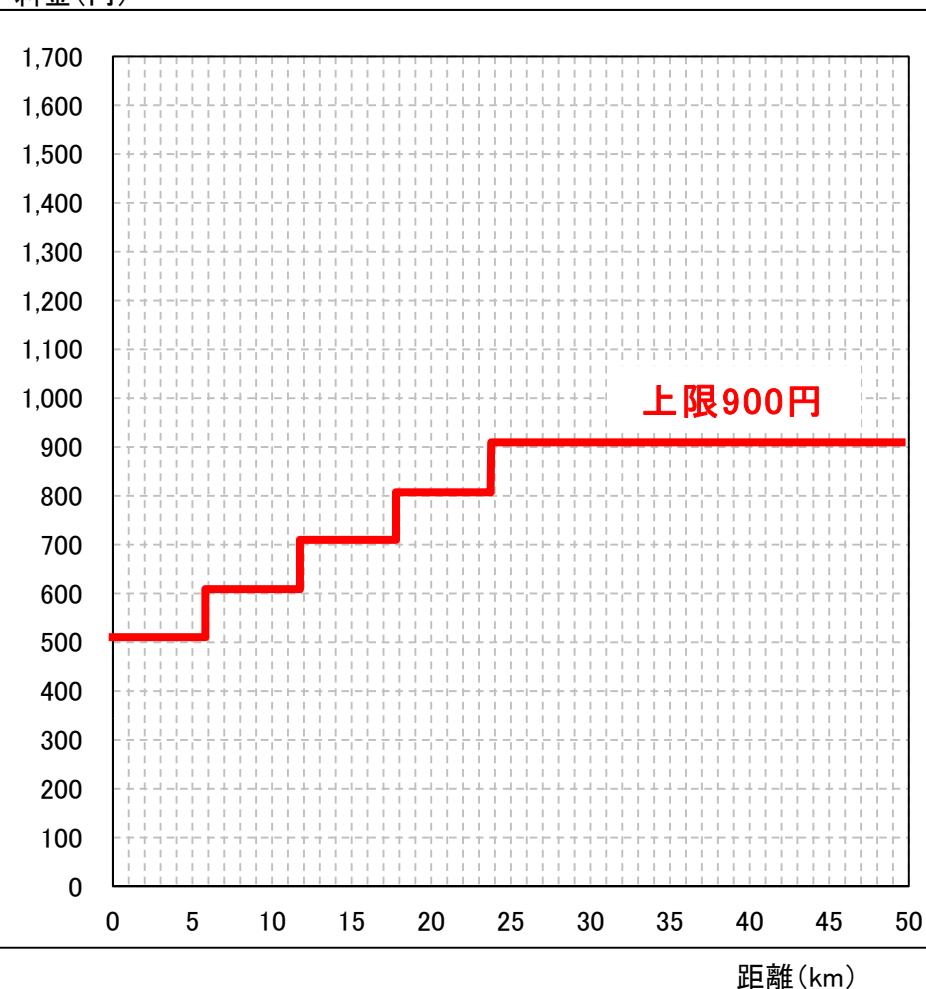
新たな料金

対距離制

料金圏撤廃

H24.1~H62

料金(円)



※上記は普通車料金、大型車料金は普通車料金の2倍

首都高速の主な料金割引(地方からの意見を踏まえた当面の割引:平成25年度迄)

③ 埼玉線内々利用割引

(内々利用 ▲100円)

② 中央環状線迂回利用割引

(中央環状線を経由する利用 ▲100円)

① NEXCOとの乗継割引

6km以下もしくは最初の出入口
まで ▲100円
(中央道、アクアラインは▲200円)

※中央道均一区間(高井戸～八王子)の
短区間割引を実施(NEXCO中日本)

⑤ 羽田空港アクセス割引

空港中央、湾岸環八を利用
する場合、
羽田空港アクセスの4IC
(空港中央、湾岸環八、羽田、空港西)
までの最低料金を適用

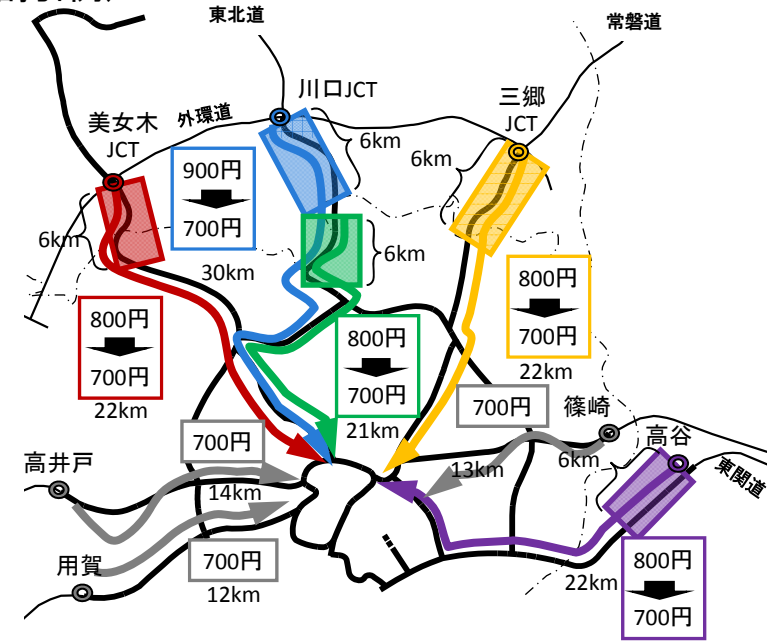
[継続] 環境ロードプライシング

※路線バス割引、障害者割引は継続
※普通車の料金。大型車は普通車の2倍

④ 放射道路の端末区間割引

(放射道路の端末から、都心環状線内は現行料金以下に統一)

(割引例)



⑥ 物流事業者向け割引の拡充

(車両単位割引最大20% 契約単位割引10%)

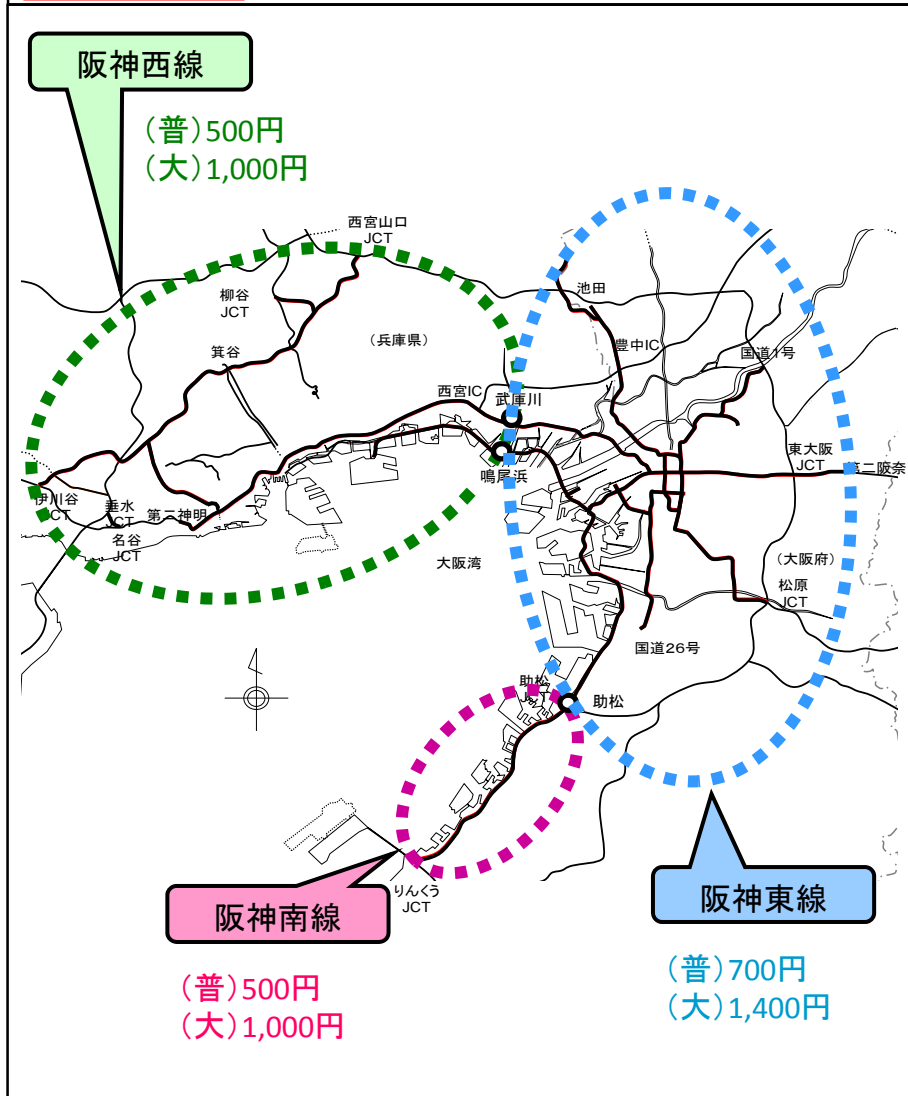
※首都圏の利用しやすい新たな料金体系について、国と地方の検討会を設置し、引き続き検討する

阪神高速の新たな料金

現 行

均一料金制

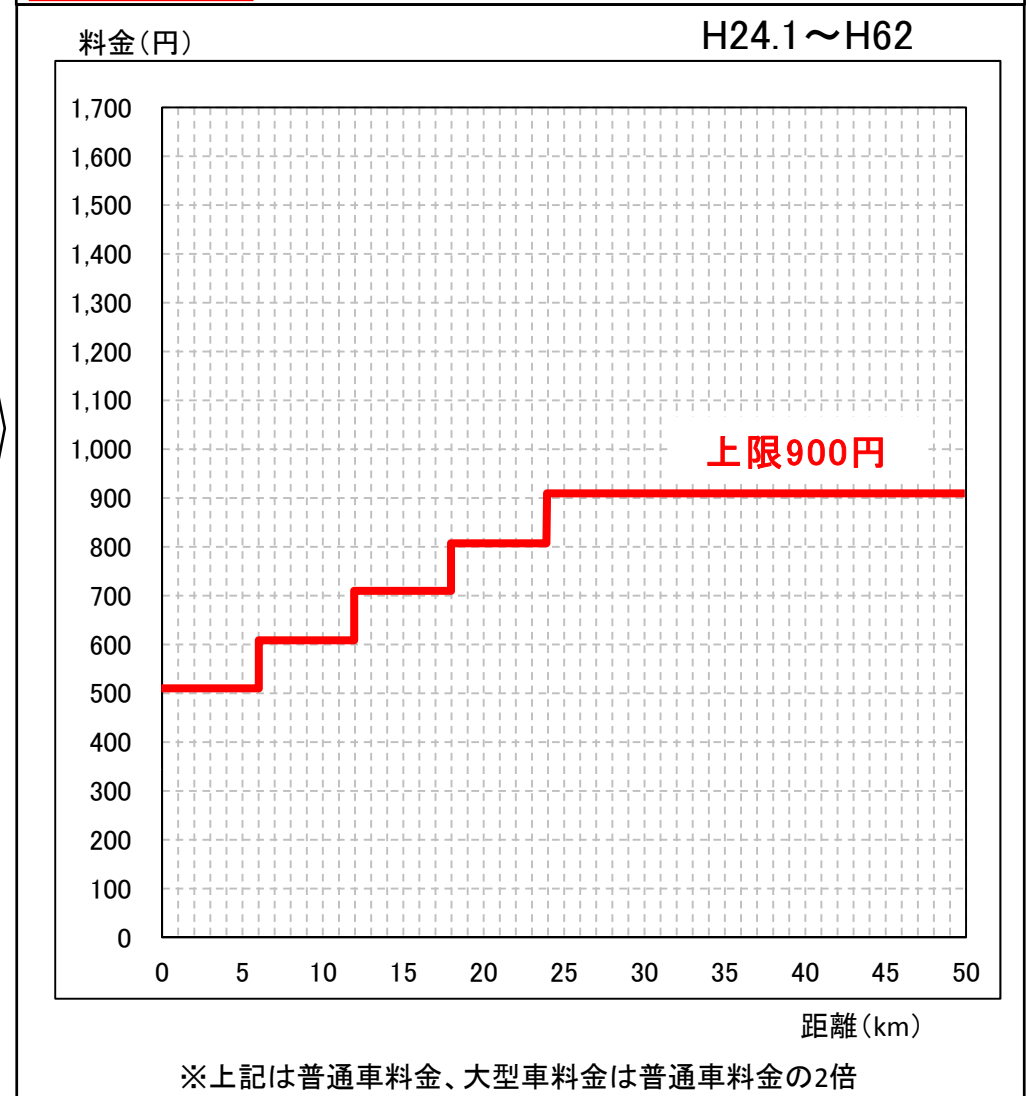
料金圏あり



新たな料金

対距離制

料金圏撤廃



阪神高速の料金割引(地方からの意見を踏まえた当面の割引:平成25年度迄)

① NEXCO・本四との乗継割引

〔6km以下の出入口まで▲100円〕

⑤ 新神戸TNの移管

〔移管後は現行割引を継続〕

③ 端末区間割引

池田線300円(通勤時間帯150円)
西大阪線200円(早朝深夜100円)
東大阪線200円

② 西線内々利用割引

〔6km超の内々利用 ▲100円〕

[継続] 環境ロードプライシング

④ 物流事業者向け割引の拡充

(車両単位割引最大20% 契約単位割引10%)

※路線バス割引、障害者割引は継続
※普通車の料金。大型車は普通車の2倍

※阪神圏の利用しやすい新たな料金体系について、国と地方の検討会を設置し、引き続き検討する
(あわせて、近畿道等の均一区間のETC整備を進める)

